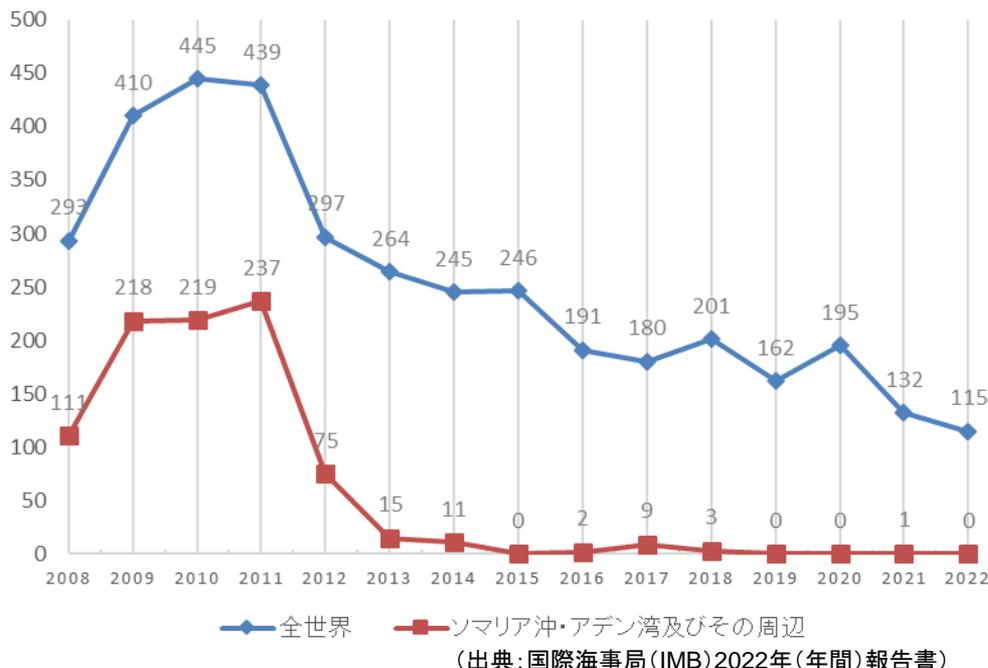




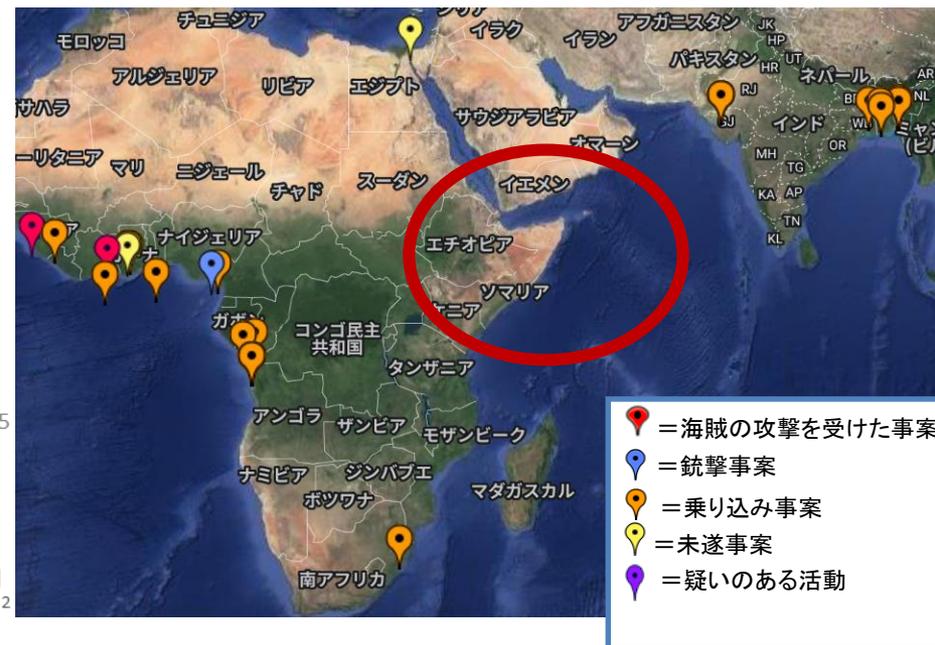
【概要】

- ◆ 2022年(年間)のソマリア沖・アデン湾の海賊等事案発生件数は0件。
- ◆ 2012年以降海賊等事案件数が減少している理由として考えられる要因
 - ① 商船側による海賊被害防止等のためのマニュアル「ベスト・マネジメント・プラクティス(BMP)」に基づく自衛措置の実施
 - ② 危険海域における**商船への武装警備員の乗船**
 - ③ **自衛隊を含む各国海軍による海賊対処活動等**
- ◆ 我が国は、ソマリア及び周辺国の海上保安能力向上を目的とした支援や、ソマリア海賊問題の根本的解決を目指しソマリアの復興及び安定化をはかるための支援を実施。

ソマリア沖・アデン湾及びその周辺における海賊等事案の発生状況



海賊等事案の分布図



(注)海賊等事案には公海上で発生したもの(海賊)及び領水内で発生したもの(武装強盗)の双方を含む。

(出典:国際海事局(IMB): Piracy & Armed Robbery Map2022)

国際社会による取組

関連決議・声明等

●国連安保理決議

国連安保理決議を累次採択し、海賊抑止のための協力を呼びかけ(直近の決議は2021年12月安保理決議第2608号)。

●G7外相会合声明等

2009年以降、外相会合議長声明等において、ソマリア沖・アデン湾の海賊問題に言及。

〈G7ディナール外相会合共同コミュニケ〉

「**海賊行為**、違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び他の海上犯罪との闘い…を含む海洋安全保障の分野において、二国間、地域的及び国際的なステークホルダーの協力を促進する必要性を強調」

●第7回アフリカ開発会議(TICAD VII)「横浜宣言」(2019年8月)

「**海賊**、違法漁業及びその他の海上犯罪を含む海洋安全保障に関する地域的及び国際的な取組を促進すること…の重要性を強調する。」

国際的な枠組等

●違法な海上活動コンタクト・グループ会合

安保理決議第1851号(2008年12月)を受け、2009年1月に各国政府・軍、海運業者、NGOによる対ソマリア海賊の取組を調整する場として「ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ(CGPCS)」が発足。年1回、全体会合が開催され、ソマリア沖の海賊事案の発生現状及び国際機関の取組について議論。我が国は、2009年9月、ニューヨークで行われた第4回会合の議長国を務めたほか、2014年から2016年まで「海上海賊対策・緩和活動WG」の共同議長を務めた。2022年以降、名称を「違法な海上活動コンタクト・グループ会合(CGIMA)」に名称を変更。

●ジブチ行動指針(DCoC)

2009年1月、ジブチにて開催された国際海事機関(IMO)主催「ソマリア周辺地域海賊対策地域会合」において採択・署名された指針。署名国が、ソマリア海賊対策として実施すべき努力目標(**海賊取締のための法執行能力の強化、能力構築の促進、地域の情報共有システムの構築**等)を設定。また、海賊情報共有センターをイエメン、ケニア及びタンザニアに設置することを規定し、附属決議でジブチに地域訓練センター(DRTC)を建設することをIMOに勧奨。

●各国・機関による海賊対処オペレーション

(1) EUNAVFORアタランタ作戦: 2008年12月開始。EU等のオペレーションで、独、スペイン、オランダ、仏等が参加。

(2) 第151連合任務部隊(CTF151): 2009年1月活動開始。参加国は、日、米、英、韓、トルコ、パキスタン、シンガポール等。

(3) 各国独自の活動: 日、印、中、韓等が自国の艦船を派遣。

我が国による取組

1.海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(2009年6月19日成立、7月24日施行)

国連海洋法条約に則して、**国籍を問わず海賊行為を処罰し、適切かつ効果的に対処**(海賊行為を犯罪として処罰、日本関係船舶だけでなく外国船も護衛、民間船舶に著しく接近するなどの海賊船に対する停船射撃)。

2.海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(2013年11月13日成立、11月30日施行)

海賊行為が多発している海域を航行する日本船舶(原油タンカー等)において、**小銃を所持した民間警備員による警備の実施**等の措置を規定。

3.自衛隊による海賊対処行動(2009年～)

- アデン湾を航行する船舶より要望があった場合、**船籍国を問わず、海上自衛隊護衛艦(海上保安官が乗船)が、護衛活動**を実施。
- ジブチを活動拠点として、**P-3C哨戒機がアデン湾における警戒監視活動**を実施。
- 2013年12月から、従来のエスコート方式による護衛に加え、第151連合任務部隊(CTF151)に参加し、ゾーンディフェンスを実施中。2014年2月からP-3C哨戒機もCTF151に参加。

4.各国の海上保安能力向上支援

- ソマリア及び周辺国の海上保安能力の向上支援として、**国際海事機関(IMO)ジブチ行動指針信託基金に約1,553万ドルを拠出**(ジブチ地域訓練センター(DRTC)、イエメン、ケニア、タンザニアの海賊情報共有センター設置、及び海上保安能力強化のための研修プログラムの実施等を支援)。
- CGPCSの下に設置されたソマリア及び周辺国の海賊訴追取締能力向上支援を目的とした国際信託基金に450万ドルを拠出。
- ソマリア及び周辺国の海上保安機関職員対象とした本邦研修プログラムの実施。ジブチに対し、2013年度からJICAによる「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」を実施中。2015年11月、同隊に巡視艇2隻を供与。

5.対ソマリア経済協力

ソマリア海賊問題の根本的解決にはソマリアの復興と安定が不可欠。我が国は2007年以降、治安の強化及び人道援助・インフラ整備等の分野で総額約5.3億ドルの**対ソマリア支援**を実施。